

※施設休館日の相談ごとは休みです。各相談とも無料です。

相談	とき	ところ	内容	問合せ	
建築相談	1日(休)	市役所 ※市民課へ問い合わせ てください	設計、工事管理など住まいに関する相談 (建築士)	市民課	
行政書士相談	1日(休)		入管・出入国関連、外国人雇用に関する相談 (行政書士)		
行政相談	8日(休)		行政に関する苦情や意見・要望 (行政相談委員)		
人権相談	8日(休)		いじめ、もめごとなど人権に関する悩みごと (人権擁護委員)		
司法書士相談	15日(休)		土地・建物・会社・法人などの登記、 裁判関係の手続きなど (司法書士)		受付 13時～、 先着5組
土地家屋調査士 相談	15日(休)		不動産の表示に関する登記 (土地・ 家屋の調査または測量) についての 相談 (土地家屋調査士)		
こまりごと相談	22日(休)		日常の困りごと (民生委員、人権擁護委員) ※予約はその週の月曜日17時15分まで (月曜日 が祝日の場合は直前の開庁日の17時15分まで)	【要予約】 市民課	
弁護士法律相談	水曜日	13時～16時	市役所 ※市民課へ問い合わせ てください	各種問題解決に向けて法律上のアドバイス (弁 護士) ※同一案件1回(30分)に限り相談できます	【要予約】 市民課
ポルトガル語相談 Consulta em português スペイン語相談 Consulta en español	月曜日 segunda feira 火曜日 lunes	9時～12時	市役所1階 相談室1 Primeiro andar da prefeitura sala No.1 en la municipalidad	市役所での各種手続きの案内、生活情報など Oferecemos informações sobre trâmites realizados na prefeitura e consultas da vida cotidiana. Consultas sobre los trámites que se realizan en la municipalidad informaciones de la vida cotidiana,etc.	市民課 Shiminka (Setor do cidadão)
消費生活相談	月・火、 木・金曜日	13時30分～ 16時	市役所1階 消費生活センター	訪問販売、通信販売、悪徳商法などのトラブル (消費生活相談員) ※相談時間内は電話でも受け付けます	商工課
労働相談	6日(火)	13時～16時	相談室2	職場での解雇、賃金、退職金、労働時間、就業 規則、労働契約、人間関係などの悩みごとや困 りごと (県労働相談員)	【要予約】 商工課
経営総合相談	水曜日	9時～17時	よろず支援拠点出張所 (消費生活センター)	販路拡大・資金繰り・営業戦略など経営に関す る相談	【要予約】 商工課
税務相談	6日(火)	9時～12時	談話室4	営業、相続、贈与、譲渡、不動産など税一般	【要予約】 税務課
児童相談	月～金曜日	9時～16時	こども課	児童の養育上の悩みごとや虐待に関すること、 子どもからの相談	専用電話 ☎(41)8810
ひとり親家庭相談				母子・父子家庭の困りごとや生活に必要な相談 および未成年の子を持つ離婚に関する相談	こども課
高齢者相談 物忘れ(認知症) なんでも相談 高齢者虐待相談	月～金曜日	8時30分～ 17時15分	地域包括支援セ ンター	・介護、福祉サービスなどの相談 ・認知症に関する知識(症状や治療など)、介 護方法、介護の悩み、介護保険などのサービ スに関する相談 ・高齢者虐待に関する相談	地域包括支援センター ☎(46)5512
	火～土曜日		碧南社協地域包 括支援センター		碧南社協地域包括支援 センター ☎(46)3840
			東部地域包括支 援センター		東部地域包括支援セン ター ☎(93)1191
手話相談	金曜日	14時～17時	福祉課	聴覚障害者の各種手続きについて手話通訳によ り補助	福祉課 FAX(48)2940
障害者虐待相談	月～金曜日	8時30分～ 17時15分	福祉課	障害者虐待に関する相談	専用電話 ☎(41)3377 休日夜間は社会福祉協 議会 ☎090(3833)4701
障害者就労相談	月～金曜日	8時30分～ 17時15分	社会福祉協議会	障害者の就労に関する相談、情報提供など	【予約優先】 社会福祉協議会 ☎(46)3702
教育相談	月～金曜日	10時～17時	市役所5階 教育相談室	不登校、学校生活、いじめ問題など子どもの教 育問題	教育相談室 ☎(46)7777